

## これまでの国土利用計画（全国計画）改定の経緯

## 1. 国土利用計画法の制定（1974年6月）

- 多くの国土開発プロジェクトの活発な進展を背景とし、地域開発法制度の錯綜、地価の高騰と土地問題の深刻化などの問題に対処するため、地域開発の基本法ともいふべき国土総合開発法案が国会に提出されたが、土地対策の重要性に鑑み、最終的には、提出法案のうち国土利用関係部分のみが国土利用計画法として成立した。

## 2. 第1次計画（1976年5月）

- 人口増加、都市化の進展、経済社会諸活動の拡大等の中で、旺盛な土地需要に対して、宅地や農用地など個々の国土利用区分ごとの有効利用だけでは対応し切れない状況にあることから、限られた国土資源を前提とした需要の調整が重要な課題として認識された。
- 国土利用区分ごとの土地の有効利用の促進だけでなく、森林、原野、農用地、宅地等の相互の土地利用転換について、計画的な調整を図りつつ慎重に行なうべきとの考え方と、そのための方策を国土利用計画（全国計画）で明示するとともに、利用区分別の面積目標が示された。ここで示された枠組みは第3次計画まで踏襲されている。

## 3. 第2次計画（1982年12月）

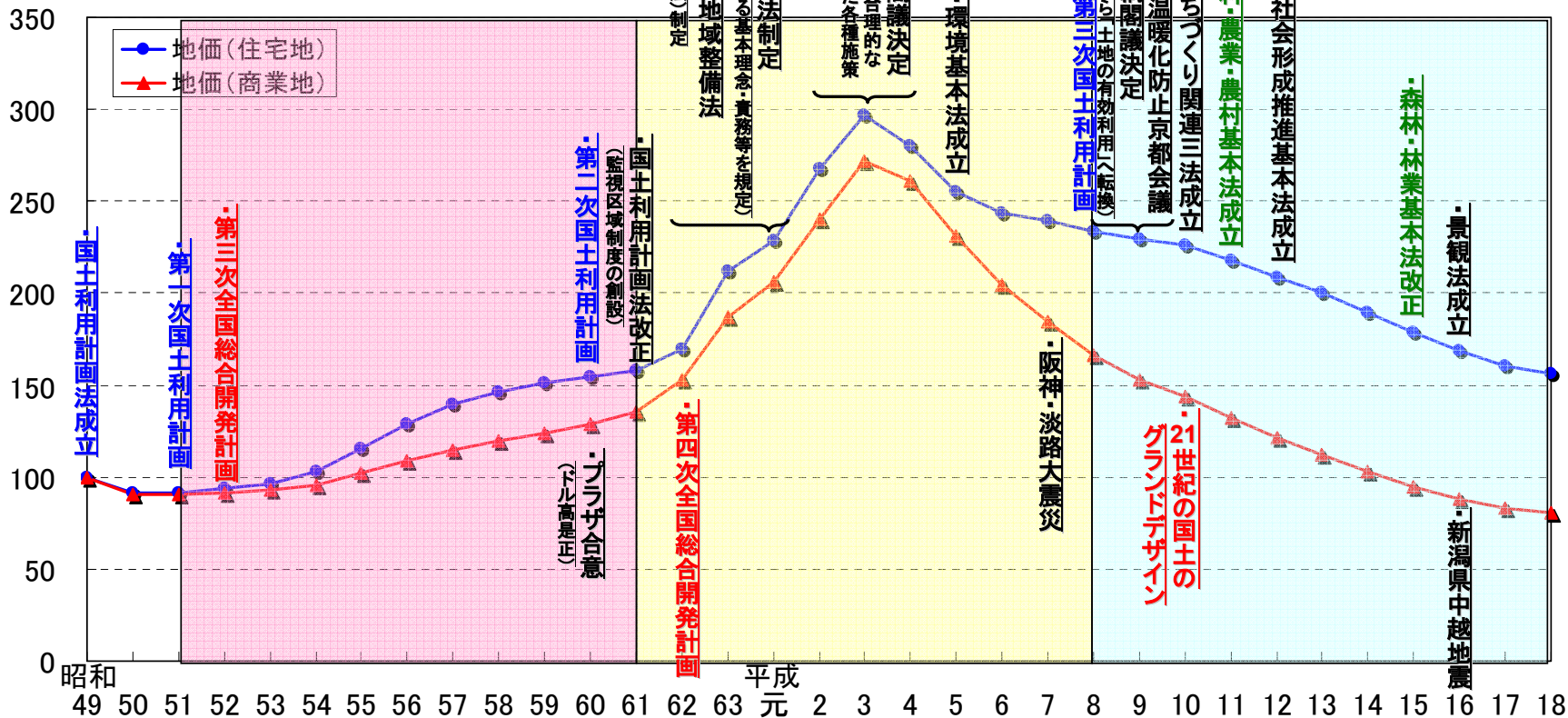
- 人口増勢の鈍化等の中で、全体としては土地の需要圧力が弱まるものの、なお都市化の進展、経済社会活動の拡大等が進むと認識された。
- 計画の課題としては、限られた国土資源を前提として、その有効利用を図りつつ、国土利用区分ごとの個々の土地需要の量的調整を行うこと及び国土利用の質的向上を図ることとされた。
- 質的向上を図る観点としては、安全性（適正な国土利用を通じた安全性の強化等）、快適性（豊かな水と緑等）、健康性（公害の防止、人間と自然との触れ合い等）を重要とされた。

## 4. 第3次計画（1996年2月）

- 少子・高齢化、地方中枢・中核都市の拠点性の高まり、経済社会活動の情報化・国際化・成熟化等の中で、全体としては地目間の土地利用転換の圧力は弱まるものの、なお都市化の進展、経済社会諸活動の安定的拡大等が進むと認識された。
- 計画の課題としては、限られた国土資源を前提として、その有効利用を図りつつ、国土利用区分ごとの個々の土地需要の量的調整を行なうこと、また全体としては土地利用転換圧力が低下する状況を国土利用の質的向上を推進するための機会としてとらえ、国土利用の質的向上をはかることとされた。
- 国土の質的向上に関しては、安全で安心できる国土利用（災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な国土利用、諸機能の一層の分散等）、自然と共生する持続可能な国土管理（自然の健全な物質循環の維持等）、美しいゆとりある国土利用（ゆとりある都市環境の形成、個性ある景観の形成等）といった観点を基本とすることが重要とされた。

# 国土利用計画推進と関連する社会状況等

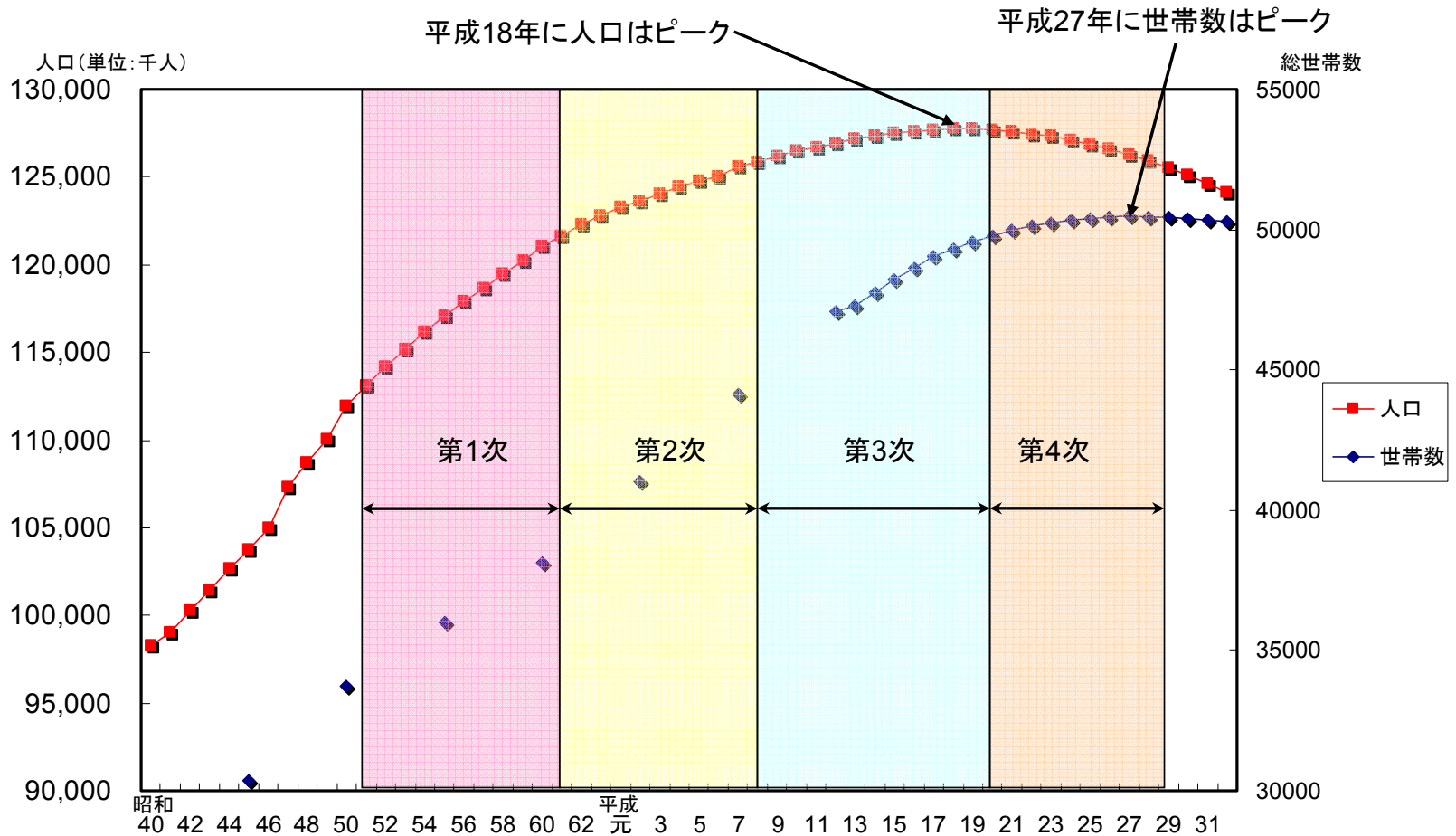
(指数: 昭和49年 = 100)



(出展): 土地・水資源局資料を基に国土計画作成

# 第4次国土利用計画を巡る社会状況

○第4次計画は、人口減少を迎え、本格的な世帯数減少を迎えるまでの準備期間



(出典)平成12年までは総務省統計局データを、平成13年以降は平成12年実施の国勢調査を踏まえた国立社会保障・人口問題研究所の『平成14年1月推計』の中位推計』及び『日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2003年10月推計)』を基に、国土計画局作成

全国総合開発計画（概要）の比較

	全国総合開発計画 (全総)	新全国総合開発計画 (新全総)	第三次全国総合開発計画 (三全総)	第四次全国総合開発計画 (四全総)	21世紀の国土の グランドデザイン
閣議決定	昭和37年10月5日	昭和44年5月30日	昭和52年11月4日	昭和62年6月30日	平成10年3月31日
策定時の内閣	池田内閣	佐藤内閣	福田内閣	中曽根内閣	橋本内閣
背景	1 高度成長経済への移行 2 過大都市問題、所得格差の拡大 3 所得倍増計画（太平洋ベルト地帯構想）	1 高度成長経済 2 人口、産業の大都市集中 3 情報化、国際化、技術革新の進展	1 安定成長経済 2 人口、産業の地方分散の兆し 3 国土資源、エネルギー等の有限性の顕在化	1 人口、諸機能の東京一極集中 2 産業構造の急速な変化等により、地方圏での雇用問題の深刻化 3 本格的国際化の進展	1 地球時代（地球環境問題、大競争、アジア諸国との交流） 2 人口減少・高齢化時代 3 高度情報化時代
長期構想	—	—	—	—	「21世紀の国土のグランドデザイン」一極一軸型から多軸型国土構造へ
目標年次	昭和45年	昭和60年度	昭和52年からおおむね10年間	おおむね平成12年（2000年）	平成22年から27年（2010-2015年）
基本目標	＜地域間の均衡ある発展＞ 都市の過大化による生産面・生活面の諸問題、地域による生産性の格差について、国民経済的視点からの総合的解決を図る。	＜豊かな環境の創造＞ 基本的課題を調和しつつ、高福祉社会を目ざして、人間のための豊かな環境を創造する。	＜人間居住の総合的環境の整備＞ 限られた国土資源を前提として、地域特性を生かしつつ、歴史的、伝統的文化に根ざし、人間と自然との調和のとれた安定感のある健康で文化的な人間居住の総合的環境を計画的に整備する。	＜多極分散型国土の構築＞ 安全でうるおいのある国土の上に、特色ある機能を有する多くの極が成立し、特定の地域への人口や経済機能、行政機能等諸機能の過度の集中がなく地域間、国際間で相互に補完、触発しあいながら交流している国土を形成する。	＜多軸型国土構造形成の基礎づくり＞ 多軸型国土構造の形成を目指す「21世紀の国土のグランドデザイン」実現の基礎を築く。 地域の選択と責任に基づく地域づくりの重視。
基本的課題	1 都市の過大化の防止と地域格差の是正 2 自然資源の有効利用 3 資本、労働、技術等の諸資源の適切な地域配分	1 長期にわたる人間と自然との調和、自然の恒久的保護、保存 2 開発の基礎条件整備による開発可能性の全国土への拡大均衡化 3 地域特性を活かした開発整備による国土利用の再編成と効率化 4 安全、快適、文化的環境条件の整備保全	1 居住環境の総合的整備 2 国土の保全と利用 3 経済社会の新しい変化への対応	1 定住と交流による地域の活性化 2 国際化と世界都市機能の再編成 3 安全で質の高い国土環境の整備	1 自立の促進と誇りの持てる地域の創造 2 国土の安全と暮らしの安心の確保 3 恵み豊かな自然の享受と継承 4 活力ある経済社会の構築 5 世界に開かれた国土の形成
開発方式等	＜拠点開発構想＞ 目標達成のため工業の分散を図ることが必要であり、東京等の既成大集積と関連させつつ開発拠点を配置し、交通通信施設によりこれを有機的に連絡させ相互に影響させると同時に、周辺地域の特性を生かしながら連鎖反動的に開発をすすめ、地域間の均衡ある発展を実現する。	＜大規模プロジェクト構想＞ 新幹線、高速道路等のネットワークを整備し、大規模プロジェクトを推進することにより、国土利用の偏在を是正し、過密過疎、地域格差を解消する。	＜定住構想＞ 大都市への人口と産業の集中を抑制する一方、地方を振興し、過密過疎問題に対処しながら、全国土の利用の均衡を図りつつ人間居住の総合的環境の形成を図る。	＜交流ネットワーク構想＞ 多極分散型国土を構築するため、①地域の特性を生かしつつ、創意と工夫により地域整備を推進、②基幹的交通、情報・通信体系の整備を国自らあるいは国の先導的な指針に基づき全国にわたって推進、③多様な交流の機会を国、地方、民間諸団体の連携により形成。	＜参加と連携＞ 一多様な主体の参加と地域連携による国土づくりー（4つの戦略） 1 多自然居住地域（小都市、農山漁村、中山間地域等）の創造 2 大都市のリノベーション（大都市空間の修復、更新、有効活用） 3 地域連携軸（軸状に連なる地域連携のまとまり）の展開 4 広域国際交流圏（世界的な交流機能を有する圏域）の形成
投資規模	「国民所得倍増計画」における投資額に対応	昭和41年から昭和60年約130～170兆円 累積政府固定投資（昭和40年価格）	昭和51年から昭和65年約370兆円 累積政府投資（昭和50年価格）	昭和61年度から平成12年度1,000兆円程度 公、民による累積国土基盤投資（昭和55年価格）	投資総額を示さず、投資の重点化、効率化の方向を提示